

近世後期堂上歌人の習練と挫折：日野資矩の場合

盛田，帝子

<https://doi.org/10.15017/4741943>

出版情報：雅俗．7， pp.155-175， 2000-01-20． 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



近世後期堂上歌人の習練と挫折

——日野資矩の場合——

盛田 帝子

はじめに

私は拙稿「日野資矩と大愚歌合」(『鈴屋学会報』第十六号、平成十一年十二月。以下別稿)において、大愚歌合に出詠した日野資矩の視点から大愚歌合事件^中の全容を見直し、新たに近世後期堂上歌人の家格意識についての問題提起をした。本稿ではさらに、光格天皇添削資矩詠草を彼自らが編纂した『当今御点 寛政八年到享和三年』(写本一冊、国立国会図書館所蔵)をたどることによって、大愚歌合以前まで勅点の栄に浴して活躍した資矩の姿を描き、大愚歌合事件に巻き込まれて挫折した後の資矩にも触れる。この資矩の事例を通して、光格天皇を中心とする近世中期から後期にかけての宮廷歌壇の一面をかいまみるこ
とができれば幸いである。

一 「和歌の家」としての日野家と資矩

次に挙げるのは、文化十一年七月に成立した『諸家家業記』(『改定史籍集覧』所収)の「和歌」について記された箇所である。著者は本居宣長門の興田吉従である。

和歌

上冷泉 飛鳥井 烏丸 中院 三條西

冷泉は五條三位俊成卿之子孫にて、定家隆之流を伝へ、歌道相伝し、世に伝授と稱し候家にて、別に他家より之傳統を不被受、父子代々相伝之箱被取伝候。尤伝授之箱開見候節ハ、其趣被及 奏聞候上にて開見有之候由、勿論下冷泉ハ同家之儀なから庶流に候得ハ、上冷泉より伝授有之、地下之添削等被免許候迄にて、箱伝授之儀ハ上冷泉一家に限り候事之由、飛鳥井家ハ参議雅經卿已來歷代家業相伝し、冷泉飛鳥井両家ハ他流とハ別段之事にて、御会等之節御題をハ両家之内より被差出候事に候。三條西ハ逍遙院内府実隆公以來、烏丸ハ光広卿、中院ハ通村公之比より今日に至候迄、代々家業のこたく成り来り候。中院家ハ通茂公之時家業出精に寄、二百石御加増被下候事なと有之候。此余数代被相勤候家々も有之候得共、家業と申候は無之、只堪能之仁江ハ伝統の家より相伝有之候て宗匠家と被相成候事にて、仮令家業に被致候家々にても、伝授無之節ハ宗匠とは難申、夫故宗匠家ハ其時世にて相違有之候。當時宗匠と申候家々者

閑院彈正尹美仁親王

有栖川一品龍淵親王

冷泉入道前大納言等覺

冷泉前大納言為章卿

久世前大納言通根卿

芝山前中納言持豐卿

風早前中納言実秋卿

外山前宰相光実卿

已上六家、當時之宗匠家に候。芝山、外山両家者当代に至初て宗匠に被相成候事に候。此余武者小路、清水谷、正親町、日野、水無瀬等之家々宗匠に被相成候近例も有之なから、當時其沙汰無之候。

(句読点は盛田が付した)

地下の著述である『諸家家業記』を資料として用いるのは問題がないわけではないが、類書がないので便宜的にこの記事を用いる。この記事によれば、上冷泉家、飛鳥井家、三條西家、烏丸家、中院家は、代々和歌を家業のごとくしているが、家を継ぐ者が、伝授保持者より伝授を受けなければ、和歌の宗匠にはなれないというのである。

その恰好の例として、右記文化十一年当時の和歌宗匠八名の中に、飛鳥井雅光(当時三十三歳)が入っていないことが挙げられる。吉従の文章によれば、飛鳥井家は冷泉家とともに別格視されてきた。歴史のある飛鳥井家の当主でも、伝授を受けなければ和歌宗匠となることはできなかったのである。^注

「和歌の家」としての日野家の歴史に関しては資矩自身の言が残る。興田吉従が言うところの「宗匠に被相成候近例」を資矩の『歌道再入門ノ儀ニ付キ難波備前守宛日野資矩嘆願書』(宮内庁書陵部所蔵)から探ってみる。

於家(日野家)者、近代弘資・資茂父子連続歌道灌頂、其後亡父資枝以烏丸故光栄公之実子、早遂歌道傳受繁栄仕、忝蒙伊勢物語勅傳、誠以朝恩奉仰候。

(句読点および()内注は盛田。以下同じ)

日野家においては、弘資(貞享四年没、七十一歳)とその子資茂(貞享四年没、三十八歳)が連続して和歌灌頂の伝授を受け、その後は資矩の父資枝(享和元年没、六十五歳)が歌道伝授を、特に伊勢物語に関しては勅伝を受けたという。資枝の伝受の時期に関しては、「古今傳授血脉」(横井金男『古今伝授沿革史論』)に以下のように記されている。

日野資枝卿

明和四年正月九日 天仁遠波伝授 職仁親王被授 于時権中納言三十一歳

天明三年三月廿七日 三部抄伝授 典仁親王被授 于時前権中納言四十七歳

寛政十年九月二十日 伊勢物語伝授 上皇御在位中伝給 于時従一位六十二歳

古今伝授には、第一段階の天仁遠波伝授、第二段階の三部抄伝授、第三段階の伊勢物語伝授、第四段階の古今集伝授、第五段階の一事伝授があり、一事伝授を以って和歌灌頂となしたという（『古今伝授沿革史論』）が、資枝はその第一段階の「天仁遠波伝授」を三十一歳の時に有栖川宮職仁親王から、第二段階の「三部抄伝授」を四十七歳の時に閑院宮典仁親王から、第三段階の「伊勢物語伝授」を六十二歳の時に後桜町院から受けていたことが知られる。弘資・資茂父子から少し間はあくものの、日野家に養子として入った烏丸光榮の実子資枝が伝授を受けることによって「和歌の家」としての日野家復興の兆しが見えていた。

資枝はそのような日野資枝の長男として宝暦六年八月二十二日生まれる。母は広橋兼胤の女。十一人の弟と五人の妹があった（宮内庁書陵部所蔵『日野家一門之事備忘草』、『公卿補任』）。資枝が初めて歌を詠出したのは明和元年、九歳の時である。日野家を継ぐ者として資枝に期待を寄せる資枝は、資枝の初めての詠草を喜び、次のような歌を詠んでいる。

明和元年

資枝はじめて和哥詠出せし日みなく哥よみ侍に

寄道祝

いはけなきやまとことのはいく千世とさかへむ道をみするうれしさ

（国立国会図書館所蔵『先考御詠』）

資枝の資矩に対する期待のほどがうかがえる。その後資矩は父の期待に応えて歌の道に邁進し、寛政八年八月、四十一歳の時に、天皇の勅点を賜るに至る。

二 光格天皇の勅点と資矩の和歌習練

資矩が初めて光格天皇の勅点を賜ったのは寛政八年八月二十一日である。自身の勅点詠草を編集した『当今御点 寛政八年到享和三年』前出。以下『当今御点』の巻頭に以下のように記されている。

寛政八年

権大納言資矩

八月

廿一日 詠歌初賜御点。

去十八日、不慮蒙此 仰（鷺尾前大納言（隆建）伝 仰、広橋前大納言（伊光、五十二歳）、（高松）公祐（二十三歳）等同蒙此 仰。詠哥先覽尹宮（閑院宮美仁親王）、次可（光格天皇に）奏覽之旨被仰下者也」。

（一）内は割書き。以下同じ

八月十八日、資矩は光格天皇より勅点の仰せを受ける。思いがけなくも喜ばしい仰せの伝達者は鷺尾前大納言隆建であった。資矩はこの時四十一歳。資矩と共に勅点を賜うことになった宮廷歌人に広橋伊光（五十二歳）、高松公祐（二十三歳）等があり、宮廷歌人の中の幾人かが選ばれての勅点の仰せであったことが知られる。この時光格天皇は二十六歳。既に寛政五年十二月七日（二十三歳）に古今伝授の第一階梯である天仁遠波伝授を後桜町上皇より受けている。

勅点に到るまでの具体的な過程としては、まず閑院宮美仁親王に詠草を見せ、その後光格天皇に奏覽するというものであった。美仁親王は実は光格天皇より十四歳年長の実兄にあたる。天明三年五月廿四日（二十七歳）に父閑院宮典仁親王より古今伝授の第一階梯である天仁遠波伝授を、寛政五年十一月十九日（三十七歳）に第二階梯の三部抄伝授を後桜町天皇より受けている。また『当今御点』の中に「寛政九年／旣月／十二月廿二日／水無瀬宮御法楽／已下尹宮依故障家君為御下見」〔年／題／月日／歌会／資矩の言〕また「寛政十年／初春／正月十日／詠草始／尹宮下見如元。八日被出仕。於御法楽ハ猶覧家君」という記述

があることから、美仁親王の差し障りにより資矩詠草の下見ができないときは、資矩の父資枝が代行をしていたことが知られる。

巻頭には続けて

詠草〔相原二枚重八折、以美濃紙為上囊〔堅詠草如常也〕。相原禁中当座御会所被用之紙也。已後平日此定也〕。

誓状〔檀紙一枚八折、以美濃紙為上囊。檀紙寸法無定様、大略如懷紙〕。

已上相具参 内以小童献之。詠草即被下 勅点、誓状被留御前了。

とあり、資矩は八月二十一日に詠草と誓状をもって参内し、その場で詠草に勅点を賜り、資矩の記した誓状を光格天皇が留められたことが知られる。勅点を受けるに至る手続きが知られる貴重な記述と言えよう。ちなみに資矩が初めて勅点を賜った詠草と、光格天皇に提出した誓状は以下のようなものであった。

〈詠草〉

寄道祝 わが君が御代のさかへも末ながくめぐみをあふぐ言のはのみち

言のはの道のさかへを君がよの千よにやちよとあふぐ行末

〈誓状〉

誓状如左

詠歌辱被下 御点候上蒙仰候條々慎守候而謾不可口外候。尤此道永遂習練
深可染心候。猶違背者可蒙大小神祇殊両神御罰候。畏而所献誓状如件。

右よろしく御ひろう 勿々

寛政八年八月廿一日 資矩

勾当内侍どのへ

(いずれも『当今御点』による)

ここで『当今御点』より具体的に資矩の和歌習練の過程を見てゆこう。まず、勅点を許された寛政八年、資矩は光格天皇の勅題により二十四首の和歌を提出している。以下に前後に記された資矩の言と、十二題二十四首の内、各題合点のある和歌を一首ずつ挙げる。

寛政八年

以宸翰賜御題

霞

権大納言資矩

さは姫の春のよそひの初しほにかすみの色やまづにはふらむ

若草

かねてより下もえけらしのべの雪のとくればやがて青むわか草

花

むすぼふれまちし心の下紐もとけてぞけさはめづる初花

郭公

いをもねぬさとやいく里ほとゝぎす鳴一声をまつことにして

五月雨

絶ず落るのきのいと水くりかへしながしくも五月雨ぞふる

納涼

たれもみなとひきてすむ山かげのかもの河かぜ夏としぞなき

秋野

とひ来つる花のゝくれぞたぐひなき千ぐさのつゆに虫も声して

月

秋津州の秋にちぎりも久堅のそら行月ぞよくにくもらぬ

紅葉

立田姫わくる心の色みせてかへではゝその枝かはすかげ

千鳥

さよ深^更く月のいりぬる磯千鳥しばなく声や友まどふらん

氷

みぎはのみみしうすらひのとちそひて御池によするさど波もなし

雪

ほど近くむかへん春も豊なる年のしるしを雪やみすらん

組題詠出加点了。

目出幾久しくと祝入候。

如此詠草之おくに被加 宸筆者也。

光格天皇直々の宸翰によって賜った勅題に詠出した二十四首の内の十二首である。うち何首かには天皇の添削が施されている。詠草の奥に宸筆で「組題詠出加点了。目出幾久しくと祝入候」と記されていることから、この出題が、勅点を許されて初めての実力試験のようなものであり、資矩はそれに無事合格したということではないかと思われる。

翌寛政九年には更に百首和歌の出題をされている。ここで、百首を紹介することは紙面の都合上不可能であるで、別稿を期

すことにして、その前後に記されている資矩の言に注目してみる。百首和歌の前後に「自四月十五日御百首」また「右七月廿七日終功了」と記されていることから、光格天皇からの出題は四月十五日から七月二十七日の約百日間に及び、その間資矩は勅題を受け取っては一題二首ずつ和歌を奏上するという毎日であったと推測される。七月二十七日の「寄国祝言」を最後として百首和歌を成就するのであるが、資矩は決して百首和歌のみにかかっていたのではなく、宮廷歌会へは通常通り出詠している。ここで、百首和歌を詠出していた寛政九年四月十五日から七月二十七日間に資矩が出詠した宮廷歌会とその題を抜き出してみる。

日付	歌会名	歌題
四月十八日	院御月次	首夏山、帰路
廿六日	内々御当座	初聞郭公
同	御内会	新竹、久恋
廿八日	御当座	池亀
五月 三日	右同	山家
五日	右同	池菖蒲
六日	右同	泉
十二日	右同	盧橘風
十六日	右同	山花
十八日	仙洞御月次	五月蟬、夏夜恋
廿四日	御月次	池朝菖蒲、寄郭公恋、旅人渡橋
廿五日	院聖廟御法楽	虫
廿六日	御内会	簷盧橘、田家水

廿九日	内々御当座	池上蓮
三十日	御当座	夏香
六月 三日	内々御当座	羈中舟
十八日	仙洞御月次	扇、海
十九日	三十首御当座	谷樵父
廿四日	御月次	人づて、むま
廿五日	聖廟御法楽	網代
廿六日	御内会	蟬声秋近、寄埋木恋
廿九日	内々御当座	六月祓
七月 七日	七夕御会	七夕植物
八日	内々御当座	松年久
十一日	御当座	関
十八日	仙洞御月次	秋花色々、通心恋
廿四日	御月次	女郎花、遠鹿、名所瀧
廿五日	仙洞聖廟御法楽	薄似袖
廿六日	御内会	萩風、海辺

光格天皇と資矩の和歌習練の様子が推しはかられる。資矩と同じく光格天皇より勅点を許された広橋伊光、高松公祐等も資矩と同じような和歌訓練を積んでいたと考えられる。天皇と資矩の添削と稽古を見る限り、当時光格天皇を中心とする歌会グループの活動は極めて盛んであったと思われる。『当今御点』の中には寛政十二年五月のこととして「当月御月次不被触是自去年冬被定了。御人数多候而雖御点之輩一年二ヶ度所被除也」という記事もあり、光格天皇を中心とする寛政期の宮廷歌会が後

水尾院、靈元院歌壇に匹敵するほどの盛会を見せていたことが推測されるのである。以下具体的に光格天皇の添削の用例を挙げ、また当時の宮廷歌会の様相を探ってゆきたい所だが紙面の都合により一、二例にとどめることとし、別稿を期す。

寛政九年 籬萩 八月廿五日 院聖廟御法案

生そひてまがきのもとにみしも今末こす萩のしげるいくむら
生そふる籬わきても庭面に音をへだてぬ萩のうら風

右伺候所召 御前有被仰下旨可改作之由蒙仰了。

改作

こと草のつゆもみだれて朝な夕なまがきの萩にそよぐ秋かぜ
秋深み今やまがきの萩のかぜみにしむこゑのいとどそひ行

寛政十年 去厂遥 六月二十五日 院聖廟御法案

立そふる霞のへだて末とをきくも路ほのかにむかふ雁がね

隔そふかすみぞつらき^行厂がねの翅もきえてとをき^{雲路}行えを

一首之上者能分り候へども

雁が音の句

此句ニ而ハ無詮候まゝ如斯削改候也。

右御切紙宸筆被添下不及返上之由被仰下了。

以上『当今御点』により光格天皇の資矩に対する和歌習練の階梯を見てくると、

① 勅点の許可(寛政八年八月十八日)。

② 勅題(十二題)による個別の添削指導(寛政八年)。

③ 百首和歌の添削指導(寛政九年四月十五日から七月二十五日の間)。

と三段階を踏んでいたことが知られる。後述するように享和三年、資矩は大愚歌合事件に巻き込まれたため、勅点を受けている途中で宮廷歌会を追放され、天皇からの勅点もとやめられることとなる。しかし資矩と同じ時期に勅点を許された高松公祐は、文政四年五月二日、光格上皇より天仁遠波伝授を受けている(『古今伝授沿革史論』)。資矩と同じ和歌訓練を受けていたであろう高松公祐が、文政四年に光格院より天仁遠波伝授を受けたことは、資矩が宮廷歌会から追放されずに和歌習練に邁進した時の彼の姿を髣髴とさせる。おそらく資矩の①③の訓練の先には古今伝授への道が開かれており、また古今伝授を受けた後には和歌宗匠の道が開かれていたであろう。先に挙げた文化十一年七月成立『諸家家業記』の文末に「武者小路、清水谷、正親町、日野、水無瀬等之家々宗匠に被相成候近例も有之なから、当時其沙汰無之候」と記されていたごとく、文化十一年に資矩は和歌宗匠としての資格を有していなかった。これは、偏に享和三年資矩が大愚歌合事件に巻き込まれて宮廷歌人としての道を絶たれてしまった為であり、そうでなければ父資枝の跡を継ぎ和歌宗匠となる道は十分に開かれていたと思われるのである。

三 資矩の挫折とその後

『当今御点』の詠草は享和三年二月二十七日の尹宮(閑院宮美仁親王)会始の記録で跡絶える。これは、享和二年十二月に行われた大愚歌合に出詠したことが原因で、享和三年三月に簞居を命ぜられた為である。『当今御点』で見る限り、御所伝授を受け和歌宗匠となるべき資矩の将来は既に約束されているかのように思えた。しかし、歌合に出したわずか三首の和歌の為に資矩の将来は一瞬にして打ち砕かれてしまうのである。

大愚歌合事件については、注1拙稿および別稿で詳しくのべたが、立論の都合上概略を記す。大愚歌合とは享和二年十二月、京都において、堂上家広幡大納言前秀が堂上歌人と地下歌人から、それぞれ月・雪・花の三題で歌を集め、地下歌人大愚慈延

このような状況のもと、資枝の没後約一年の享和二年十二月に行われたのが大愚歌合であった。資矩としては広幡家と日野家という親戚筋にあたる人々が中心になつての内々の歌合ではあつても、当時公的には歌合が禁止されていたこと、また自分が光格天皇からの勅点を受けている身であることを考えると、出詠するのはためらわれる。しかし、主催者の広幡大納言前秀は資矩の愛娘淑子の嫁ぎ先の父である。娘の立場を考えると無下に断るわけにもいかない。そこで資矩が考えたのが、亡父資枝の門人であつた石塚寂翁の代作を遣わすことであつた。もともと名前は伏せて歌を合せるということであつたので、寂翁の代作を妾資愛の母の名で出したのであるが、なぜか資矩の実名で歌合の写本が世間に流布してしまうのであつた。門人生嶋宣由が大愚歌合に出詠していたこともあつて、この催しのことを知つた冷泉為泰は、大愚歌合をことさらに問題視する。以下に挙げるのは『織錦舎随筆』新版『日本随筆大成』所収の加藤千蔭宛小野勝義書簡の一部である。

夫故冷泉家甚御立腹ニ而、宗匠方被仰合、閑院宮(美仁親王)へ被仰上、此一件(光格天皇の)奏聞ニ可及被仰候へども、宮ハ聞かぬ分にて可然と達而被仰候へども、冷泉家被仰募、終ニ奏聞ニ被及候故、不得止右之次第ニ成候よしニ御座候。

大愚歌合に無断で出詠していた門人生嶋の反抗的な態度に立腹した冷泉為泰は、当時の和歌宗匠達と相談し、閑院宮美仁親王に、大愚歌合の催しのことを光格天皇に奏上するように言うが、美仁親王はとりあわない。ところが為泰は執拗に言い募り、とうとう奏聞に及んで、大愚歌合関係者の処罰へと至つたのである。美仁親王の実弟である妙法院宮真仁親王は内々の歌合をたびたび行っており、また日野資矩とその子資愛は美仁親王の門弟でもあつた。親王は為泰の訴えをまともにとりあげようとは思わなかつたであろう。しかし、為泰はよほど執拗に申し上げたのであろう。享和三年四月とうとう関係者の処罰に及ぶ。

この処罰により資矩は光格天皇よりの勅点を取り止められ、閑院宮美仁親王から破門、御会人数からの排除と簞居を命ぜられる。資矩の跡を継ぐべき資愛も同じく美仁親王からの破門、宮廷歌会からの追放を命ぜられるのであつた。ここにおいて、日野家は完全に宮廷歌会から抹殺されてしまったことになる。この処罰に暗躍したのは、日野家の躍進ぶりを内心快く思つて

いなかった冷泉為泰であつたといふことは以上のことから十分考えられよう。『当今御点』の末尾に以下のように記されている。

右雖頗多毫、無益。所注子細也。只此事在先考薨後之条、此上之幸事也。於御在世者其御歎可案。今薨後之義、不孝之中之幸事。猶可恐怖而已。

享和三年四月

正二位藤原資矩

和歌宗匠への道を完全に閉ざされてしまった資矩の胸中が察せられる。不幸中の幸いは、処罰が自分に期待を寄せていた父資枝の没後であつた事という。血筋としては烏丸光榮の実孫として、また日野家としては宗匠資枝の跡を継ぐべく、天皇勅点という最高の榮譽と環境の中で、精進していた資矩の歌人生活は、この事件で一変してしまうのであつた。転落した資矩がその後どのような歌人生活を送つたのか、幾許かの資料から推測してみたい。

国立国会図書館所蔵『歌書雜記』(一冊)は宮廷歌会追放後の資矩の書写本である。今ここに書写されている歌書ことの奥書を初めから順に抜き出してみる。

○『読歌次第』

奥書「享和三年九月十五日書写了。正二位藤原資矩。異字不審等尤多。只如本写取了。後日以善本可改直」。

○『東野州拾唾』『拾遺愚草内』

奥書「右享和三年九月廿一日書写了。正二位藤原資矩」。

○『蔵玉和歌集〔草木異名並月之名〕』

奥書「享和三年十月一日書写了。正二位資矩」。

○『和歌指南』『十脉抄』

奥書「享和三年十月六日晝燈下書了。正二位資矩」。

○『和歌秘書』

奥書「享和三年十月九日書寫了。正二位資矩」。

○『榮雅和哥式』

奥書「享和三年十月十三日天曙書了。正二位資矩」。

○『更科之記』(上・下)

奥書「享和三年十一月四日書了。正二位資矩」。

享和三年九月十五日から十一月四日にかけてたてつづけに筆寫にうちこんでいる。宮廷歌会から追放されても、独力で歌學に打ち込む資矩の姿が垣間見られる。また同じく国立国会図書館所蔵『先考御詠』は、亡父資枝の和歌を、百首歌(卷一)、公宴御会(卷二)、家御会(卷三)、賀算(卷四)、絵讀(卷五)、法衆(卷六)、追纂(卷七)、物之銘(卷八)、贈答(卷九)、雜歌(卷十、卷十一)、御門人会(卷十二)の各卷に分け、それぞれ年代順に編纂したものである。和歌宗匠としての資枝の跡を継げなかったことへの詫びのつもりもあったのだろうか、全十二巻にも及ぶ膨大な詠草を全て自らの筆で編纂書寫している。その『先考御詠』(卷一)の中の資枝と或女房との和歌の贈答の後に、資矩の以下のような記述がある。

或女房といへるはト山入道なり。勅勘の人といへども年序をもへけるうへ、哥道のことのみにおゐては女房の分としてひそかにしめし合せらるべきよし、故大女院「青綺門院」の内令にまかせられ御哥どもみせられました。ト山勅勘の後まことに東西をうしなはるゝのところ、此仰によりてもはら御けいこありしとなり。終に道の伝受をかさねられけるもひとへに此仰ありて御習練をつまれし高恩、ト山入道の教等ともに片時も御忘却なきよし常々仰られし者也。(下略)

文化四年春染之

資矩

ト山入道とは烏丸光胤。神道・儒學を竹内式部に学び、宝暦八年宝暦事件に連座して止官・永蟄居の処分を受け、同十年に落飾を命ぜられト山と号していた。資矩の言より、永蟄居の身の上であつたが、青綺門院の内令により歌道に励み「道の伝受をかさね」たことが知られる。「古今伝授血脉」(『古今伝授沿革史論』)によれば光胤は天仁遠波波伝授(桜町天皇より)、三部抄伝

授(有栖川宮職仁親王より)、伊勢物語伝授(職仁親王より)を受けた段階で勅勘を被った。ところが安永七年六月二十五日に勅勘を免されて出仕、七月八日には参洞し桜町院よりあらためて天仁波切紙を授け下され、歌道門弟への添削を許され、かつ天皇より勅点を賜わるべきことを仰せ下された。同二十四日には、旧来のごとく職仁親王より三部抄伝授・伊勢物語伝授を受け、更に翌八年三月二十日には後桜町天皇より古今集伝授を受けている。

資矩は生前父資枝より、卜山入道が「終に道の伝受をかさねられけるもひとへに此仰ありて御習練をつまれし高恩、卜山入道の教等ともに片時も御忘却なきよし」と常々言われていたと記している。勅勘から復帰して終に古今集伝授を受けるにいたる光胤の歌人としての挫折と復活は、資矩自身の挫折およびこれからの人生と重なって見えたと相違なからう。宫廷歌会から追放されて四年後の春、資矩が歌人としての復活に賭ける思いが衰えていなかったことを示す注記である。

それから更に四年後の文化八年、小宮山楓軒が記した日野資矩に関する以下のような記事がある。

今ノ日野殿ハ考索家、和歌ハ関白殿ヨリ禁ゼラル。大愚ハ岡崎ノモノナリ。

(小宮山風軒『懷宝日札』文化八年の項、『随筆百花苑』本による)

資矩の思いとは裏腹に、世間では既に関白より和歌を禁ぜられた考索家として資矩を見る者もいたことが知られるのである。

四 資矩の歌道再入門嘆願書と宫廷歌会への復活

文政四年九月十日、六十六歳になった資矩は自分の余生長からざるを思い、一条家の諸大夫であつた難波備前守愛敬に一通の書簡を出す。愛敬は当時の関白一条忠良に仕えており、忠良は光格院より天仁遠波伝授、三部抄伝授、伊勢物語伝授という御所伝授の第三階梯までを受けている。宫廷歌会から排除されて十八年目の秋、資矩は愛敬を通じて忠良への入門を願おうとしたようである。このことが知られるのは、宮内庁書陵部所蔵『歌道再入門ノ儀ニ付キ難波備前守宛日野資矩嘆願書』からで

ある。同書は資矩自筆で、難波愛敬にあてた書簡の控えである。別稿で一部引用したが、ここでは全文を挙げる。

資矩義、去享和四年四月、被除和歌勅点候。子細誠以恐懼之到、其節身分不相応之振舞、本心ヲ取乱候所為と、逐事後悔重疊恐入存候。実自身相設候失錯、十七ヶ年来唯身ヲ恨候外無他、絶言語候事ニ候。如此次第ニ候得者、更大願ヲ発候義も甚恐懼之到候得共、今年資矩及六十六歳、近頃漸々老衰仕候得者、命壽難計候。何卒再入于宗匠家之門和歌詠出相叶候身分と相成終身候得者、誠ニ生前之面目、対先祖孝も相立、誠以難有存候。何卒以格別之御憐愍、歌道門入之義 御免被仰付候ハ、誠以難有、弥仰朝恩、倍可存奉公之忠意候。於家者、近代弘資・資茂父子連続歌道灌頂、其後亡父資枝以烏丸故光栄公之実子、早遂歌道伝受繁栄仕、忝蒙伊勢物語勅傳、誠以朝恩奉仰候。然処資矩、光栄公之実孫として和歌詠出さへ不相叶身分と相成、此候可到黄泉候義、実以深歎入存候。依之、此度甚以奉恐入候得共、発此大願候。何卒此旨格別ニ被聞召届被下、内々御拳奏之義、伏仰冀候。尤此願意、所詮表立願出候義ハ不相成事ニ候間、以別義右御歎キ申候。此事殿下江言上之外、可申出方絶而無之候。偏殿下之御隣愍而已冀存候。此処偏ニ余仰鬱大ト格別ニ被聞召分被下、内々御拳奏之義伏願存候。蒙御懇命候事故、不啓上之段、又漸々主意言上候。此旨宜言上頼入存候也。

九月十日

難波備前守殿

資矩

十七年間ただ自分を恨む他なかったと言う資矩も今年六十六歳、老衰の身で、黄泉への旅立ちを意識しはじめていた。歌道灌頂を受けた日野弘資・資茂父子、伝授を受けた父資枝等、宫廷歌人としての輝かしい栄誉を持つ先祖達がいるところへ「光栄公之実孫として和歌詠出さへ不相叶身分と相成」ったままゆくのは「実以深歎入存候」という他なかった。しかし、生い先長くはない資矩が歌道再入門にこれだけ執着する理由は「再入于宗匠家之門和歌詠出相叶候身分と相成終身候得者、誠ニ

生前之面目、對先祖孝も相立」という他にもあったのではなからうか。というのも右の本文の中で、歌道再入門の理由を示した箇所によつて次のような見せ消ちがあるからである。見せ消ちを（）で括つて記すと「然処資矩、光榮公之実孫として和歌詠出さへ不相叶身分と相成、此佩可到黄泉候義、実以深歎入存候。依之、此度（資愛同意の上）甚以奉恐入候得共、発此大願候」。資愛同意の上で歌道再入門を願つたという本文の「資愛同意の上」を消し、再入門はあくまで資矩の個人的な願ひという意に書きかえてある。あの世に旅立つ前に、先祖に対する最後の孝行として歌道再入門を果たしたいという個人的願ひへである。しかし資矩の本心はむしろ本文を書きかえる前の「資愛同意の上」歌道再入門を願つたところにあるのではなからうか。生い先短い自分が再入門したとしても、和歌宗匠になるまでの時間はないであらう。しかし、自分と同じ時に大愚歌合によつて処罰された資愛は、まだ若く、今再入門がかなえば和歌宗匠への可能性は十分に残されている。資矩は自分が潰してしまつた日野家の和歌宗匠への可能性を子資愛に繋いでこの世を去ろうと考えたのではなからうか。

資矩の必死の願ひは果たして、この書簡から三年後の文政七年九月に叶えられる。次にあげるのは宮内庁書陵部所蔵『鷹司政通日記』六の文政七年の項である。藤田寛氏に御教示いただいた。

（九月）一日

一 享和年中依歌道事、（日野）資矩・資愛（其外只今現存ニテハ、（広幡）経豊公・（綾小路）俊資・（富小路）貞直・（富小路）貞随・（大宮）良季等卿、自師家各破門了）各心得違御咎有之、資矩卿御点被止、尚又両卿共和歌被為停止了。近来段々嘆願、殊更昨今年別而御免被願、並被前非悔、依之以格別思召、且多年歎願、事に先代灌頂之人も有之、旁今日被免、後來深被慎様、今日被免上者、資矩卿如旧御点賜、和歌御人数被加。下見は可為前関白（一條忠良）。尚又資愛卿元（関院宮）美仁親王雖弟子、当時薨去、関院家幼年（関院宮愛仁親王、七歳）、旁是又前関白（一條忠良）可為入門被仰下、且又御請之上、点者人々可申渡御沙た也。則院伝（下冷泉）為訓卿申渡了。深々畏御請之由、後刻（子刻過）入来被示了（下略）

文政四年九月に記された先の嘆願書から三年間、資矩がいかに熱心に歌道再入門の願ひ出をしていたかがうかがわれる。資矩

は旧來のごとく勅点を賜り、宮廷歌會の人数に加えられ、勅点の下見は和歌宗匠である一條忠良に入門することが許された。資愛は処罰を受けた時に閑院宮美仁親王の門人であったが、美仁親王は既にこの世をさり、さらにその王子である孝仁親王もこの年の二月八日に三十二歳の若さで亡くなったばかりであった。その男の愛仁親王はまだ七歳、門人をとるにはあまりにも幼すぎたため、結果として光格院より古今伝授を受け、さらにこの月末には同院より一事伝授を受ける一條忠良に再入門することになったのであった。

日野家の和歌宗匠としての可能性を再びつくった資矩は、文政十年に落飾、法名を祐寂とする。そしてその三年後の天保元年、七十五歳でこの世を去るのである。

さいごに

以上、父資枝によって再興された「和歌の家」日野家を継ぐべく、歌道に進出した資矩の栄光の日々と挫折、そして涙ながらの嘆願による宮廷歌會復活を粗々描いてきた。資矩の歌道再入門への執念は偏に日野家の和歌宗匠としての復活を念頭においたものであり、近世後期堂上歌壇における宮廷歌人の家格意識を如実に示したものだといえよう。また、資矩自ら編纂した『当今御点 寛政八年到享和三年』によって、勅点を初めて受ける際の書式や勅点を賜るにあたっての誓状、天仁遠波伝受に至るまえの宮廷歌人の和歌鍛練の様相や光格天皇の指導が資矩の例を通して具体的に知られるようになった。

本稿からかいま見える新たな問題は、第一に、近世前期の後水尾院・靈元院時代以来、久しぶりに宮廷歌壇を領導する強力な天皇（光格天皇）が出現したということである。光格天皇を中心とする歌壇に関しては、従来ほとんどその実態が明かされていない。しかし、光格天皇は勅点などを通して、宮廷歌壇に大きな影響を与えたことが十分に推測される。

第二に、日野家の人々は、前稿でも述べたように、宣長の古学に興味を示していたが、光格天皇もまた、宣長著書を閲覧するなど古学に関心が深かった。古学好きの妙法院宮真仁法親王と、大愚歌合事件の時に冷泉為泰の申し出にあまり耳をかそうとしなかった閑院宮美仁親王、また臨時再興祭を復活させた光格天皇が実は尊号事件の閑院宮典仁親王を父とする血のつながっ

た兄弟であることも忘れてはならない。

光格天皇を頂点とする近世後期堂上歌壇の様相を具体的に明らかにすることは、近世歌壇史研究の上で、きわめて重要な課題であるように思われる。続考を期したい。

注

1 拙稿「享和期京都歌壇の一側面——大愚歌合一件を通して——」〔「近世文芸」第六十二号、平成七年六月〕。

2 飛鳥井雅光はこの後、文政二年十月十七日に光格院より古今伝受の第一段階である天仁遠波伝授を、文政十二年九月二十七日には同じく光格院より第二段階である三部抄伝授を受けている(横井金男『古今伝授沿革史論』一四二頁)。

3 『先考御詠』は資矩編の資枝歌集である。

4 大愚歌合が催された時、富小路貞随は二十歳である。資矩がそうしたようにあるいは女房として出詠していたか。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会の研究助成および平成十一年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。